

資料編

資料1	第3次山形県循環型社会形成推進計画 中間見直しの経緯等	資料- 1
資料2-1	ごみ処理概況（令和5年度）	資料- 4
資料2-2	ごみの排出状況（令和5年度）	資料- 5
資料2-3	ごみの処分状況（令和5年度）	資料- 6
資料2-4	ごみ質分析結果（令和5年度間平均値）	資料- 7
資料2-5	集団資源回収実施団体数（令和5年度）	資料- 8
資料2-6	集団資源回収実績（令和5年度）	資料- 9
資料2-7	集団資源回収実績の推移（平成26～令和5年度）	資料-10
資料3-1	山形県主要河川図	資料-11
資料3-2	海岸漂着物等組成調査結果	資料-12
資料3-3	水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）	資料-14
資料3-4	ゴミ状況＜海岸清潔度ランク＞の判定方法	資料-15
資料3-5	回収処理対策の重点区域	資料-16
資料3-6	平成27～令和7年 海岸清潔度モニタリング調査結果	資料-18
資料4	用語集	資料-19

第3次山形県循環型社会形成推進計画 中間見直しの経緯等

1 山形県廃棄物実態調査

2024（令和6）年度において、株式会社グリーンエコに委託し、廃棄物の排出量や再生利用の現状などの調査を実施した。

2 山形県環境審議会等における審議等の経過

2025（令和7）年6月10日	令和7年度山形県環境審議会総会に「第3次山形県循環型社会形成推進計画」の中間見直しを諮問
8月6日	令和7年度山形県環境審議会第1回環境計画管理部会
9月1日	置賜地域循環検討会議
9月4日	庄内地域循環検討会議
9月8日	村山地域循環検討会議
9月9日	ごみゼロやまがた推進県民会議産業部会
9月10日	ごみゼロやまがた推進県民会議県民部会
9月12日	最上地域循環検討会議
10月31日	令和7年度山形県環境審議会第2回環境計画管理部会
2026（令和8）年2月12日	パブリック・コメントを実施
～3月4日	
3月17日	令和7年度山形県環境審議会第3回環境計画管理部会 第3次山形県循環型社会形成推進計画【中間見直し版】 答申

3 山形県環境審議会環境計画管理部会委員

（1）委員（任期：2025（令和7）年5月1日～2027（令和9）年4月30日）

氏 名	役 職 名	備 考
阿 部 達 雄	公募委員	
井 上 洋 輔	一般社団法人山形県産業資源循環協会 専務理事	
今 村 哲 史	山形大学 名誉教授	
工 藤 美 乃	公募委員	
國 方 敬 司	山形大学 名誉教授	部会長
色 摩 慶 子	山形県生活協同組合共立社 地域責任者	
鈴 木 雅 史	山形新聞社 論説委員長	
内 藤 いづみ	古澤・内藤法律事務所 主任研究員	
堀 川 敬 子	逢いの蔵共同代表、地球温暖化防止活動推進員	
本 間 佳 子	弁護士	
三 浦 秀 一	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	

(2) 特別委員

氏 名	役 職 名	備 考
佐 竹 佳 典	東北経済産業局長	
中 島 尚 子	東北地方環境事務所長	～R7.8.31
東 岡 礼 治	東北地方環境事務所長	R7.9.1～

4 山形県海岸漂着物対策推進協議会での審議等の経過

2025（令和7）年6月13日	山形県海岸漂着物対策推進協議会総会
9月19日	山形県海岸漂着物対策推進協議会会長・副会長との 打ち合わせ
9月30日	山形県海岸漂着物対策推進協議会会員からの意見聴取
～10月17日	（書面）
12月12日	山形県海岸漂着物対策推進協議会臨時総会

5 山形県海岸漂着物対策推進協議会

区 分	会 員 名	備考
住民又は 民間団体	特定非営利活動法人パートナーシップオフィス	
	特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア	
	山形県漁業協同組合	
	株式会社JVCケンウッド山形	
	美しい山形・最上川フォーラム	
学 識 経験者	鶴岡工業高等専門学校 教授 佐藤司	副会長
	東北公益文科大学公益学部公益学科 教授 呉尚浩	会長
	東北公益文科大学公益学部公益学科 准教授 樋口恵佳	
	特定非営利活動法人パートナーシップオフィス 理事 金子博	副会長
	美しい山形・最上川フォーラム 顧問 柴田洋雄	
海岸等 管理者	国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所	
	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所河川管理課	
	山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	
	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課	
	山形県県土整備部港湾事務所	
沿 岸 自治体	鶴岡市市民部環境政策課	
	鶴岡市農林水産部農山漁村振興課	
	酒田市市民部環境衛生課	
	遊佐町地域生活課	

区 分	会 員 名	備考
山形県	山形県環境エネルギー部循環型社会推進課	
	山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県置賜総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室	
協力会員	東北公益文科大学 ボランティアサークル「SOLEIL」 (特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会(IVUSA)山形支部)	
	SCOP (ス Copp /東北公益文科大学学生団体)	
	一般社団法人海と日本プロジェクト in 山形	
事 務 局		
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 (事務局長：保健福祉環境部長)		

ごみ処理概況（令和5年度）

市町村名	計画収集人口 (人)	市町村で処理するごみの排出量（t）			集団回収量 (t)	1人1日 排出量 (g) (集団回収量含む)	1人1日 家庭系ごみ 排出量 ※ (g)	ごみ処 理 量 内 訳				資源化量 (t)	1人1日 資源化量 ※ (g)	資源化率 (%) (店頭回収分を除く)
		排 出 別 内 訳		直接焼却 (t)				その他処理 (t)	直接埋立 (t)	直接資源化 (t)				
		生活系 (t)	事業系 (t)											
山形市	236,855	72,033	50,599	21,434	4,814	886	517	62,743	5,637	967	2,686	13,553	156	17.6
上山市	28,211	8,421	5,775	2,646	314	846	498	6,975	617	112	710	1,789	173	20.5
山辺町	13,267	3,284	2,948	336	82	693	538	2,797	293	43	153	532	110	15.8
中山町	10,615	2,675	2,398	277	128	721	545	2,263	257	33	125	501	129	17.9
寒河江市	39,817	11,776	8,290	3,486	284	828	538	10,406	1,259	112	0	973	67	8.1
西川町	4,689	1,336	980	356	91	832	538	1,165	171	0	0	189	110	13.2
朝日町	6,049	1,650	1,135	515	126	802	477	1,444	207	0	0	245	111	13.8
大江町	7,321	1,785	1,389	396	66	691	489	1,577	202	6	0	179	67	9.7
村山市	21,845	5,843	3,781	2,062	157	750	434	5,151	636	0	56	579	72	9.7
天童市	60,401	16,946	10,163	6,783	342	782	424	15,261	1,507	0	178	1,411	64	8.2
東根市	47,874	13,601	8,094	5,507	191	787	419	12,083	1,265	0	253	1,183	68	8.6
河北町	17,086	5,034	3,035	1,999	168	832	440	4,418	531	0	85	568	91	10.9
尾花沢市	14,092	4,271	2,731	1,540	269	880	490	3,430	841	0	0	685	133	15.1
大石田町	6,182	1,635	1,269	366	78	757	511	1,333	291	0	11	289	128	16.9
新庄市	32,634	11,613	6,762	4,851	368	1,003	506	10,125	1,072	0	416	1,167	98	9.7
金山町	4,791	1,177	948	229	84	719	502	1,023	150	0	4	168	96	13.3
最上町	7,641	2,004	1,715	289	0	717	551	1,745	256	1	0	188	67	9.4
舟形町	4,796	1,302	1,002	300	56	774	541	1,170	131	0	0	121	69	8.9
真室川町	6,585	1,794	1,526	268	95	784	600	1,602	192	0	0	198	82	10.5
大蔵村	2,867	744	635	109	4	713	543	639	105	0	0	74	71	9.9
鮭川村	3,793	878	663	215	41	662	459	789	89	0	0	77	55	8.4
戸沢村	4,033	1,032	767	265	69	746	486	920	97	0	12	129	87	11.7
米沢市	75,189	24,804	15,701	9,103	0	901	477	20,805	1,485	111	1,948	2,693	98	11.1
長井市	24,952	7,429	5,274	2,155	329	849	471	6,057	711	0	524	1,352	148	17.7
南陽市	29,560	9,454	6,287	3,167	47	878	515	8,177	1,016	104	0	821	76	8.8
高畠町	21,758	5,633	4,162	1,471	18	710	447	4,691	880	59	3	643	81	11.4
川西町	13,773	4,068	2,579	1,489	0	807	460	3,564	216	15	194	290	58	7.3
小国町	6,783	1,894	1,581	313	0	763	496	1,400	154	0	291	365	147	19.8
白鷹町	12,556	3,082	2,473	609	61	684	455	2,520	190	0	310	463	101	15.0
飯豊町	6,487	1,782	1,229	553	0	751	433	1,491	260	0	0	210	88	12.0
鶴岡市	119,029	36,365	26,825	9,540	2,318	888	567	33,331	2,956	0	78	4,466	103	11.5
三川町	7,096	2,941	1,606	1,335	119	1,178	554	2,722	149	0	70	285	110	9.3
酒田市	96,137	34,602	23,037	11,565	1,745	1,033	579	31,382	3,913	8	1,409	5,854	166	15.2
庄内町	19,526	6,769	5,447	1,322	299	989	692	5,785	761	0	223	1038	145	14.7
遊佐町	12,692	3,735	3,046	689	2	804	545	2,974	761	0	0	639	138	17.1
村山地域	514,304	150,290	102,587	47,703	7,110	836	491	131,046	13,714	1,273	4,257	22,676	120	14.4
最上地域	67,140	20,544	14,018	6,526	717	865	520	18,013	2,092	1	432	2,122	86	10.0
置賜地域	191,058	58,146	39,286	18,860	455	838	475	48,705	4,912	289	3,270	6,837	98	11.9
庄内地域	254,480	84,412	59,961	24,451	4,483	954	580	76,194	8,540	8	1,780	12,282	132	13.5
合 計	1,026,982	313,392	215,852	97,540	12,765	868	512	273,958	29,258	1,571	9,739	43,917	117	13.4

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）

※一部は「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）を基に県で算出

ごみの排出状況（令和5年度）

	計画収集人口 (人)	市町村で処理するごみの排出量							計 (t)
		可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)	その他 (t)	粗大ごみ (t)	小計 (t)	直搬ごみ (t)	
山形市	236,855	56,616	4,206	5,855	95	433	67,205	4,828	72,033
上山市	28,211	6,304	247	774	12	280	7,617	804	8,421
山辺町	13,267	2,693	120	335	0	9	3,157	127	3,284
中山町	10,615	2,166	73	280	33	7	2,559	116	2,675
寒河江市	39,817	8,471	125	322	10	23	8,951	2,825	11,776
西川町	4,689	1,065	22	59	1	7	1,154	182	1,336
朝日町	6,049	1,269	24	68	2	12	1,375	275	1,650
大江町	7,321	1,367	23	65	1	3	1,459	326	1,785
村山市	21,845	4,605	159	313	0	11	5,088	755	5,843
天童市	60,401	14,304	336	786	80	74	15,580	1,366	16,946
東根市	47,874	10,887	284	760	0	19	11,950	1,651	13,601
河北町	17,086	3,740	119	277	0	7	4,143	891	5,034
尾花沢市	14,092	3,029	152	348	0	104	3,633	638	4,271
大石田町	6,182	1,206	55	135	0	44	1,440	195	1,635
新庄市	32,634	9,688	469	793	12	10	10,972	641	11,613
金山町	4,791	834	44	68	0	2	948	229	1,177
最上町	7,641	1,479	54	173	3	6	1,715	289	2,004
舟形町	4,796	920	28	52	1	1	1,002	300	1,302
真室川町	6,585	1,389	51	81	0	5	1,526	268	1,794
大蔵村	2,867	552	18	65	0	0	635	109	744
鮭川村	3,793	610	25	26	0	2	663	215	878
戸沢村	4,033	691	24	38	1	1	755	277	1,032
米沢市	75,189	19,101	545	2,569	0	77	22,292	2,512	24,804
長井市	24,952	4,867	115	450	0	9	5,441	1,988	7,429
南陽市	29,560	6,983	165	719	0	9	7,876	1,578	9,454
高畠町	21,758	3,810	107	600	0	7	4,524	1,109	5,633
川西町	13,773	3,001	113	260	0	6	3,380	688	4,068
小国町	6,783	1,252	76	349	0	3	1,680	214	1,894
白鷹町	12,556	2,084	75	382	0	9	2,550	532	3,082
飯豊町	6,487	1,290	34	201	0	3	1,528	254	1,782
鶴岡市	119,029	31,198	667	2,018	0	0	33,883	2,482	36,365
三川町	7,096	2,590	30	168	0	20	2,808	133	2,941
酒田市	96,137	28,130	377	2,735	30	465	31,737	2,865	34,602
庄内町	19,526	5,308	77	346	6	46	5,783	986	6,769
遊佐町	12,692	2,908	49	530	0	16	3,503	232	3,735
村山地域	514,304	117,722	5,945	10,377	234	1,033	135,311	14,979	150,290
最上地域	67,140	16,163	713	1,296	17	27	18,216	2,328	20,544
置賜地域	191,058	42,388	1,230	5,530	0	123	49,271	8,875	58,146
庄内地域	254,480	70,134	1,200	5,797	36	547	77,714	6,698	84,412
合 計	1,026,982	246,407	9,088	23,000	287	1,730	280,512	32,880	313,392

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）

ごみの処分状況（令和5年度）

	焼却施設			焼却施設以外の処理施設					最終処分場				資源化量				自家処理	
	直接焼却 （t）	その他 （t）	計 （t）	粗大ごみ （t）	資源化施設 （t）	堆肥化・飼料化 （t）	その他 （t）	計 （t）	直接埋立 （t）	焼却残渣 （t）	その他 （t）	計 （t）	直接資源化 （t）	施設資源化 （t）	集団回収 （t）	計 （t）	人口 （人）	処理量 （t）
山形市	62,743	2,579	65,322	2,425	3,212	0	0	5,637	967	3,117	0	4,084	2,686	6,053	4,814	13,553	0	0
上山市	6,975	187	7,162	246	151	220	0	617	112	349	8	469	710	765	314	1,789	0	38
山辺町	2,797	126	2,923	111	182	0	0	293	43	254	0	297	153	297	82	532	0	0
中山町	2,263	114	2,377	101	156	0	0	257	33	110	0	143	125	248	128	501	0	0
寒河江市	10,406	372	10,778	776	482	0	1	1,259	112	1,236	198	1,546	0	689	284	973	0	0
西川町	1,165	48	1,213	100	71	0	0	171	0	139	25	164	0	98	91	189	0	0
朝日町	1,444	57	1,501	119	87	0	1	207	0	172	31	203	0	119	126	245	0	0
大江町	1,577	0	1,577	121	81	0	0	202	6	187	31	224	0	113	66	179	0	0
村山市	5,151	218	5,369	318	318	0	0	636	0	581	52	633	56	366	157	579	0	0
天童市	15,261	494	15,755	710	797	0	0	1,507	0	1,713	122	1,835	178	891	342	1,411	0	0
東根市	12,083	426	12,509	615	650	0	0	1,265	0	1,357	100	1,457	253	739	191	1,183	0	0
河北町	4,418	173	4,591	249	282	0	0	531	0	498	43	541	85	315	168	568	0	0
尾花沢市	3,430	300	3,730	0	841	0	0	841	0	377	125	502	0	416	269	685	0	0
大石田町	1,333	30	1,363	0	291	0	0	291	0	136	60	196	11	200	78	289	0	0
新庄市	10,125	0	10,125	0	972	100	0	1,072	0	1,090	386	1,476	416	383	368	1,167	0	0
金山町	1,023	0	1,023	0	150	0	0	150	0	115	68	183	4	80	84	168	0	0
最上町	1,745	0	1,745	0	256	0	0	256	1	197	67	265	0	188	0	188	0	0
舟形町	1,170	0	1,170	0	131	0	0	131	0	132	64	196	0	65	56	121	0	0
真室川町	1,602	0	1,602	0	192	0	0	192	0	180	86	266	0	103	95	198	0	0
大蔵村	639	0	639	0	105	0	0	105	0	72	34	106	0	70	4	74	0	0
鮭川村	789	0	789	0	89	0	0	89	0	89	51	140	0	36	41	77	0	0
戸沢村	920	0	920	0	97	0	0	97	0	104	47	151	12	48	69	129	0	0
米沢市	20,805	379	21,184	864	621	0	0	1,485	111	2,463	361	2,935	1,948	745	0	2,693	0	0
長井市	6,057	103	6,160	261	134	316	0	711	0	735	109	844	524	499	329	1,352	0	0
南陽市	8,177	117	8,294	297	719	0	0	1,016	104	960	124	1,188	0	774	47	821	0	0
高畠町	4,691	85	4,776	280	527	73	0	880	59	553	77	689	3	622	18	643	0	0
川西町	3,564	57	3,621	150	66	0	0	216	15	420	63	498	194	96	0	290	0	0
小国町	1,400	40	1,440	96	58	0	0	154	0	173	40	213	291	74	0	365	0	0
白鷹町	2,520	49	2,569	118	72	0	0	190	0	305	49	354	310	92	61	463	0	0
飯豊町	1,491	25	1,516	59	201	0	0	260	0	186	25	211	0	210	0	210	0	0
鶴岡市	33,331	374	33,705	0	2,884	72	0	2,956	0	3,891	482	4,373	78	2,070	2,318	4,466	0	0
三川町	2,722	31	2,753	0	149	0	0	149	0	318	22	340	70	96	119	285	0	0
酒田市	31,382	1,637	33,019	1,827	1,560	0	526	3,913	8	2,251	741	3,000	1,409	2,700	1,745	5,854	0	171
庄内町	5,785	378	6,163	377	384	0	0	761	0	422	89	511	223	516	299	1,038	0	0
遊佐町	2,974	181	3,155	173	588	0	0	761	0	217	58	275	0	637	2	639	0	0
村山地域	131,046	5,124	136,170	5,891	7,601	220	2	13,714	1,273	10,226	795	12,294	4,257	11,309	7,110	22,676	0	38
最上地域	18,013	0	18,013	0	1,992	100	0	2,092	1	1,979	803	2,783	432	973	717	2,122	0	0
置賜地域	48,705	855	49,560	2,125	2,398	389	0	4,912	289	5,795	848	6,932	3,270	3,112	455	6,837	0	0
庄内地域	76,194	2,601	78,795	2,377	5,565	72	526	8,540	8	7,099	1,392	8,499	1,780	6,019	4,483	12,282	0	171
合 計	273,958	8,580	282,538	10,393	17,556	781	528	29,258	1,571	25,099	3,838	30,508	9,739	21,413	12,765	43,917	0	209

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）

ごみ質分析結果(令和5年度間平均値)

	ごみ種類の組成						単位容積	ごみ三成分			発熱量	
	紙・繊維類	ビニール・ゴム・ 合成樹脂・皮革	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	重量	水分	可燃	灰分	低位	算出方法
山形広域環境事務組合												
エネルギー回収施設(立谷川)	43.7%	19.0%	24.5%	5.3%	0.9%	6.6%	124kg/㎡	47.2%	46.6%	6.2%	8,925KJ/kg	実測
エネルギー回収施設(川口)	41.9%	29.0%	6.8%	9.5%	1.5%	11.3%	191kg/㎡	48.1%	44.7%	7.2%	9,807KJ/kg	実測
西村山広域行政事務組合												
寒河江地区クリーンセンター	48.9%	19.3%	3.0%	14.5%	0.6%	13.7%	184kg/㎡	56.5%	38.2%	5.3%	7,193KJ/kg	実測
東根市外二市一町共立衛生処理組合												
クリーンピア共立	53.5%	15.4%	2.3%	22.9%	0.7%	5.2%	183kg/㎡	52.1%	42.3%	5.6%	7,550KJ/kg	実測
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合												
環境衛生センター	42.8%	36.5%	2.0%	15.8%	0.8%	2.1%	194kg/㎡	54.7%	40.9%	4.4%	8,825KJ/kg	実測
最上広域市町村圏事務組合												
エコプラザもがみ	69.9%	15.6%	4.6%	4.2%	0.7%	5.0%	0kg/㎡	53.6%	41.3%	5.1%	8,604KJ/kg	実測
置賜広域行政事務組合												
千代田クリーンセンター	60.5%	17.5%	8.7%	6.2%	1.5%	5.6%	175kg/㎡	45.8%	47.3%	6.9%	9,029KJ/kg	実測
鶴岡市												
ごみ処理施設	51.9%	22.6%	10.3%	6.3%	2.8%	6.1%	146kg/㎡	46.5%	45.9%	7.6%	8,125KJ/kg	実測
酒田地区広域行政組合												
ごみ処理施設	52.0%	21.4%	13.0%	7.4%	3.2%	3.0%	126kg/㎡	39.3%	53.1%	7.6%	9,452KJ/kg	実測
全 体 平 均	51.7%	21.8%	8.4%	10.2%	1.4%	6.5%	147kg/㎡	49.3%	44.5%	6.2%	8,612KJ/kg	

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(全国調査)

集団資源回収実施団体数(令和5年度)

市町村	合 計	子供会	町内会	婦人会	老人 クラブ	壮年会	PTA	消費者 団体	保育園 幼稚園	小学校 中学校	高等 学校	企業	スポーツ 少年団	市町村 衛連	その他
山形市	562	161	357	-	-	-	16	-	-	16	-	-	-	-	12
上山市	51	31	12	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	6
山辺町	8	5	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
中山町	25	21	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
寒河江市	53	46	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	1
西川町	10	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
朝日町	34	29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大江町	35	18	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村山市	9	6	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
天童市	85	58	10	1	-	4	3	-	-	-	1	-	2	-	6
東根市	39	29	6	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1
河北町	73	54	13	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
尾花沢市	7	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-
大石田町	4	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-
新庄市	121	82	24	-	1	-	1	-	-	5	2	-	1	-	5
金山町	21	6	8	4	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-
最上町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
舟形町	14	11	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
真室川町	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-
大蔵村	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鮭川村	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
戸沢村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
米沢市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長井市	88	87	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南陽市	27	24	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高畠町	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川西町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小国町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白鷹町	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯豊町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴岡市	374	168	169	3	6	-	20	-	1	-	1	-	-	-	6
三川町	29	21	5	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
酒田市	230	54	118	16	8	-	6	-	-	1	-	-	2	2	23
庄内町	86	53	30	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遊佐町	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,073	1,051	783	27	18	6	67	0	1	40	4	0	7	4	65

(参考)

令和4年度	2,012	987	780	30	21	4	70	0	3	42	4	0	9	6	56
-------	-------	-----	-----	----	----	---	----	---	---	----	---	---	---	---	----

※市町村が把握する団体の実数

集団資源回収実績(令和5年度)

市町村	実施の有無	回収量(t)																合計(t)	回収金額 (千円)	資源回収に対する奨励金		
		新聞	雑誌	雑がみ	段ボール	紙パック	紙類 一括収集	アルミ缶	スチール缶	金属類	ビン類	缶・ビン 一括収集	布類	小型家電	その他	制度の有無	奨励金の交付額(千円)					
																	実施団体			回収業者	合計	
山形市	○	1,965.4	954.3	309.8	1,253.6	27.8	-	49.4	5.3	-	50.0	-	310.2	0.1	-	-	4,925.9	不明	○	27,533	10,385	37,918
上山市	○	104.1	80.3		106.7	0.8	-	4.8		-	3.5	-	10.9	-	-	-	311.1	不明	○	1,397	525	1,922
山辺町	○	44.3	15.0	-	18.5	0.4	-	-	-	0.3	2.8	-	1.7	-	-	-	83.0	不明	○	177	-	177
中山町	○	47.2	37.2		31.8	0.9	-	0.7	0.1	-	5.6	-	3.9	-	-	-	127.4	不明	○	557	-	557
寒河江市	○	155.5	43.5	-	61.5	0.1	-	-	-	-	-	-	16.3	-	-	-	276.9	不明	○	421	-	421
西川町	○	40.6	15.7	-	22.9	0.1	-	-	-	-	-	-	7.4	-	-	-	86.7	不明	○	184	-	184
朝日町	○	64.2	21.6	-	24.1	-	-	-	-	-	-	-	8.1	-	-	-	118.0	不明	○	943	-	943
大江町	○	35.6	12.4	-	15.7	-	-	-	-	-	-	-	3.9	-	-	-	67.5	不明	○	285	298	583
村山市	○	78.0	34.0	7.3	31.0	0.0	-	-	-	-	3.8	-	1.7	-	ビールケース	0.3	156.1	710	○	83	-	83
天童市	○	173.4	52.1	21.9	77.4	1.6	-	5.0	-	3.9	8.5	-	14.2	-	-	-	357.9	不明	○	1,688	86	1,774
東根市	○	111.5	30.6	-	42.6	0.4	-	-	-	3.2	4.5	-	0.2	-	ビールケース(数不明)	-	193.0	894	○	769	-	769
河北町	○	104.3	23.5	0.4	39.5	-	-	0.7	0.1	-	8.2	-	0.8	-	-	-	177.5	820	○	529	-	529
尾花沢市	○	151.2	58.9	-	55.8	0.3	-	1.7	0.1	-	3.1	-	-	-	ビールケース34個	-	271.1	不明	×	-	-	-
大石田町	○	43.8	18.2		14.8	0.1	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.6	ビールケース(数不明)	-	77.9	不明	○	36	-	36
新庄市	○	161.5	75.6	-	93.0	2.3	-	6.8	-	12.0	1.8	-	-	-	ブラケース	0.06	353.1	1,045	○	761	1,202	1,963
金山町	○	33.7	17.0	-	27.0	0.3	-	1.2	-	0.2	1.9	-	-	-	-	-	81.3	不明	○	356	279	635
最上町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	0	0	0
舟形町	○	34.7	16.3	-	22.2	0.4	-	0.5	-	0.7	0.6	-	-	-	-	-	75.4	不明	○	123	221	344
真室川町	○	46.0	22.5	-	24.9	0.3	-	0.8	-	-	1.5	-	-	-	-	-	96.0	不明	○	95	-	95
大蔵村	○	1.4	0.7	-	0.8	-	-	0.0	0.0	-	0.6	-	-	-	-	-	3.5	不明	×	-	-	-
鮭川村	○	16.8	9.1	-	11.3	0.3	-	1.0	-	-	0.6	-	-	-	ビールケース(数不明)	-	39.2	200	○	84	129	213
戸沢村	○	32.8	13.9	-	19.8	0.2	-	0.9	-	-	1.6		-	-	-	-	69.2	283	○	304	-	304
米沢市	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-
長井市	○	-	-	-	-	-	264.2	-	-	64.1	1.3	-	-	-	-	-	329.6	2,013	○	659	-	659
南陽市	○	17.8	8.4	-	7.6	-	-	-	-	2.7	10.5	-	-	-	-	-	47.0	不明	○	74	-	74
高畠町	○	54.4	22.6	-	29.6	-	-	-	-	-	9.3	-	-	-	-	-	115.9	不明	○	314	-	314
川西町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-
小国町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-
白鷹町	○	-	-	-	-	-	46.9	-	-	13.9	-	-	-	-	-	-	60.8	不明	○	306	-	306
飯豊町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-
鶴岡市	○	947.4	564.7	13.6	746.1	5.9	-	-	-	17.4	22.9	-	7.2	2.5	-	-	2,327.7	不明	○	10,358	9,176	19,534
三川町	○	55.2	25.7	1.0	34.1	0.7	-	0.3	0.0	0.0	1.8	-	-	-	廃食用油	0.5	119.3	118	○	611	352	963
酒田市	○	666.0	268.0	-	597.0	13.0	-	25.0	4.1	-	9.0	-	-	-	ペットボトル	2.0	1,584.1	不明	○	6,335	4,730	11,065
庄内町	○	138.8	64.0		95.0	0.8	-	0.6	-	0.0	1.0	-	-	-	-	-	300.2	不明	○	890	593	1,483
遊佐町	○	1.2	0.4		0.6	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	不明	○	30	-	30
合 計	30	5,326.9	2,506.1	354.0	3,504.9	56.6	311.1	99.6	9.7	118.4	154.6	0.0	386.4	3.2		2.9	12,834.4	6,083	29	55,902	27,976	83,878

(参考)

(※未集計 ビールケース(重量不明) 34 個他)

令和4年度	31	5,973.1	2,733.0	372.9	3,594.6	62.0	319.1	104.6	11.6	133.7	156.2	0.8	409.5	0.7		3.2	13,874.8	7,654	29	59,404	30,444	89,848
-------	----	---------	---------	-------	---------	------	-------	-------	------	-------	-------	-----	-------	-----	--	-----	----------	-------	----	--------	--------	--------

※端数処理により合計が合わない場合がある。

※実施していない場合は「-」、実施しているが数量が0.05t未満の場合は「0.0」とする。

※回収量を重量(t)で計上していない資源物は合計値の集計除外としている。

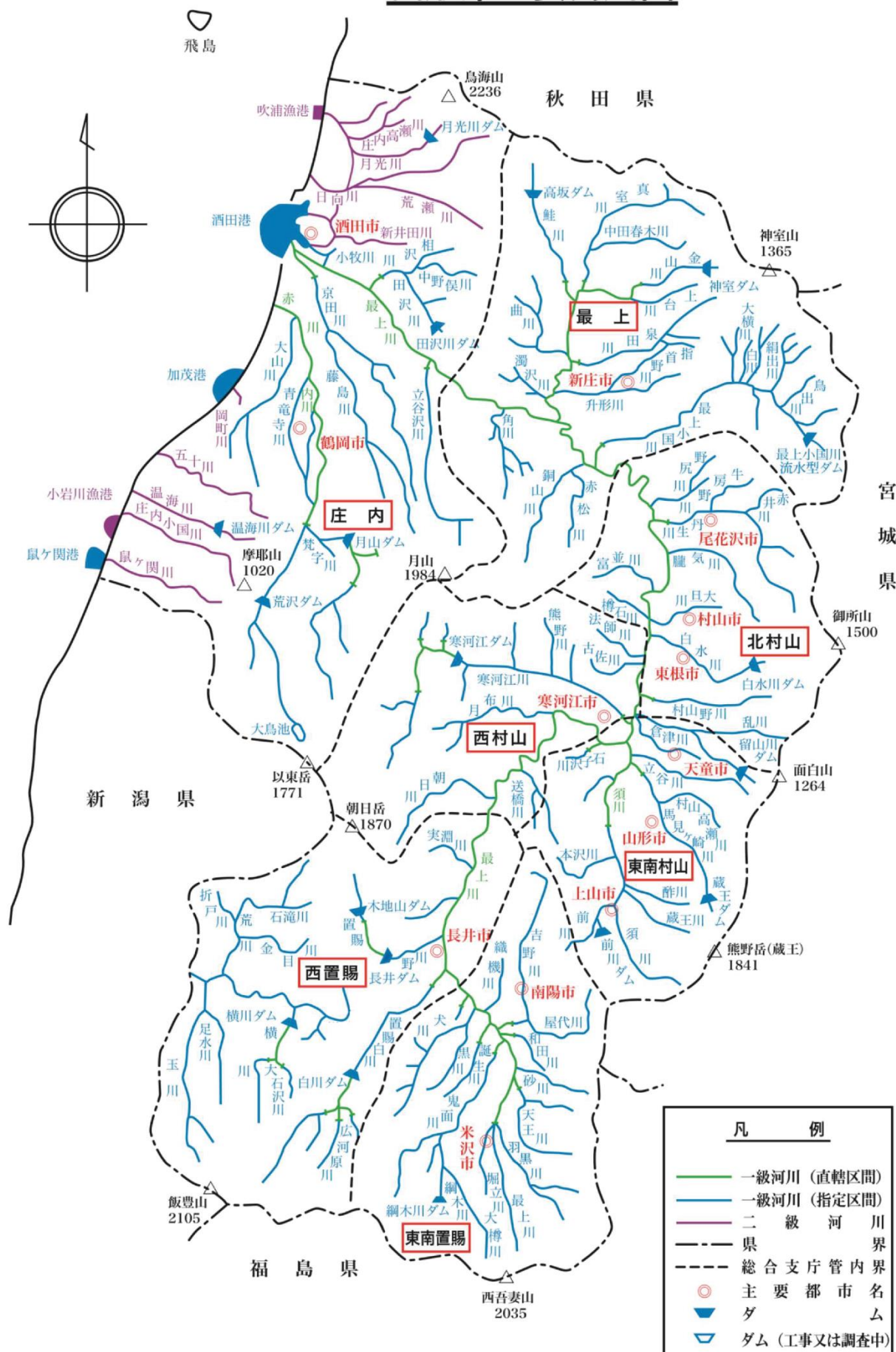
集団資源回収実績の推移(平成26～令和5年度)

市町村	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山形市	8,901	8,512	8,090	7,394	7,016	6,505	5,585	5,436	5,376	4,926
上山市	826	730	753	671	623	584	307	302	294	311
山辺町	257	230	202	235	221	188	81	62	41	83
中山町	304	241	275	294	249	249	108	96	96	127
寒河江市	743	711	662	655	584	503	222	209	266	277
西川町	171	158	146	142	137	109	83	89	98	87
朝日町	195	188	183	175	169	157	85	139	136	118
大江町	138	142	134	102	103	94	44	62	71	68
村山市	673	706	606	528	564	475	201	163	205	156
天童市	1,396	1,274	1,216	1,070	958	883	285	331	327	358
東根市	801	740	686	601	588	501	185	168	186	193
河北町	473	449	416	377	351	316	151	131	165	178
尾花沢市	466	474	460	395	395	367	281	419	306	271
大石田町	148	142	134	121	111	105	91	76	-	78
新庄市	1,392	1,129	1,116	984	975	736	612	597	424	353
金山町	167	170	156	155	141	143	119	119	94	81
最上町	-	21	21	19	16	-	-	-	-	-
舟形町	100	104	95	122	111	104	77	79	126	75
真室川町	1	148	141	138	199	123	97	98	100	96
大蔵村	2	-	-	27	12	9	1	3	3	4
鮭川村	106	112	107	100	98	93	78	65	68	39
戸沢村	144	130	120	114	121	96	99	85	81	69
米沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長井市	786	706	688	632	656	555	245	350	329	330
南陽市	216	191	174	174	140	130	27	39	-	47
高島町	301	305	280	243	219	202	105	116	52	116
川西町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小国町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白鷹町	203	190	179	172	169	148	57	65	73	61
飯豊町	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-
鶴岡市	4,072	3,777	3,612	3,431	3,312	3,105	2,715	2,639	2,597	2,328
三川町	327	195	191	191	175	161	151	145	133	119
酒田市	2,819	2,797	2,656	2,521	2,418	2,266	1,976	1,892	1,745	1,584
庄内町	726	704	671	656	632	627	437	378	350	300
遊佐町	79	69	76	82	72	61	55	4	6	2
合 計	26,933	25,444	24,244	22,521	21,534	19,596	14,561	14,358	13,875	12,834

※回収品目は市町村ごとに異なる。

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

山形県主要河川図



出典：山形県河川調書（令和7年6月1日現在 県土整備部河川課）

海岸漂着物等組成調査結果

(令和6年度 11月15日、鶴岡市湯野浜海岸)

1 海岸漂着物の組成表と組成比

大分類	種類		個数	容量 (L)	重量 (kg)
プラスチック	ボトルのキャップ、ふた		42	0.82	0.215
	ボトル	飲料用ペットボトル (1L未満)	48	31.30	1.654
		その他のプラボトル (1L未満)	41	28.70	2.317
		飲料用ペットボトル (1L以上)	15	34.50	0.953
		その他のプラボトル (1L以上)	10	168.32	12.757
		ストロー	5	0.21	0.004
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等		2	0.13	0.009
	食品容器 (ファーストフード、コップ、ランチボックス、それに類するもの)		11	5.43	0.136
	ポリ袋 (不透明、透明)		16	3.50	0.372
	ライター		6	0.64	0.073
	テープ (荷造りバンド、ビニールテープ)		5	0.24	0.022
	シートや袋の破片			20.05	0.529
	硬質プラスチック破片			75.74	17.782
	ウレタン		5	9.44	0.814
	浮子 (ブイ) (漁具)		9	122.10	14.273
	ロープ・ひも (漁具)		74	300.84	71.917
	アナゴ筒 (フタ、筒) (漁具)		25	41.25	1.076
	漁網 (漁具)		8	32.14	2.974
	その他の漁具 (漁具)		14	19.20	4.217
	生活雑貨 (歯ブラシ等)		5	1.54	0.129
	苗木ポット		9	5.22	0.086
	その他		4	1.63	0.107
	(発泡スチロール)	コップ、食品容器		0	0.00
発泡スチロール製フロート、浮子 (ブイ)		3	154.15	2.944	
発泡スチロールの破片			37.50	1.172	
発泡スチロール製包装材		0	0	0	
その他		0	0	0	
ゴム ※	ゴム		5	11.66	0.866
ガラス、陶器 ※	ガラス、陶器		10	4.25	1.968
金属 ※	金属		5	4.57	0.698
紙、ダンボール ※	紙、ダンボール		4	0.69	0.059
天然繊維、革	天然繊維、革		1	36.26	25.752
木 (木材等)	木 (木材等)		32	174.83	55.610
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器		0	0	0
自然物	自然物		242	9,032.40	2,942.988
その他	その他		0	0	0
人力で動かせない物			0	0	0

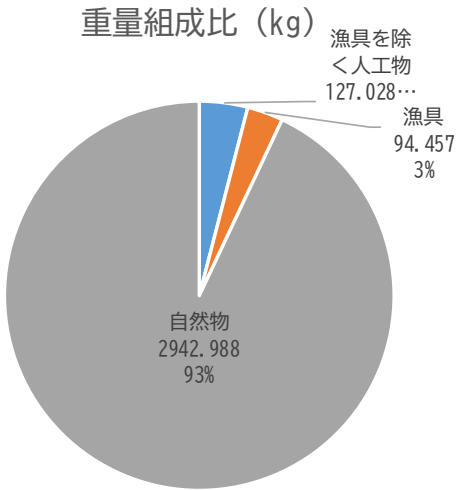
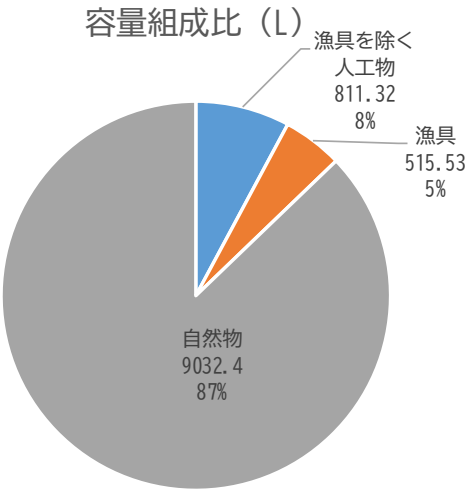
※ 上記分類は、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」(環境省)に基づく。

※ 破片状のものの個数はカウントしない。

※ ゴム、ガラス、陶器、金属、紙、ダンボール、自然物の個数には、破片類や灌木を除く。

2 分類別の組成表と組成比

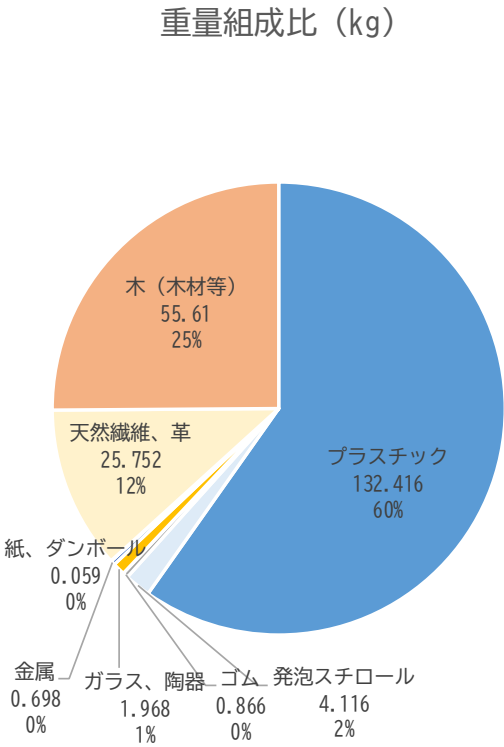
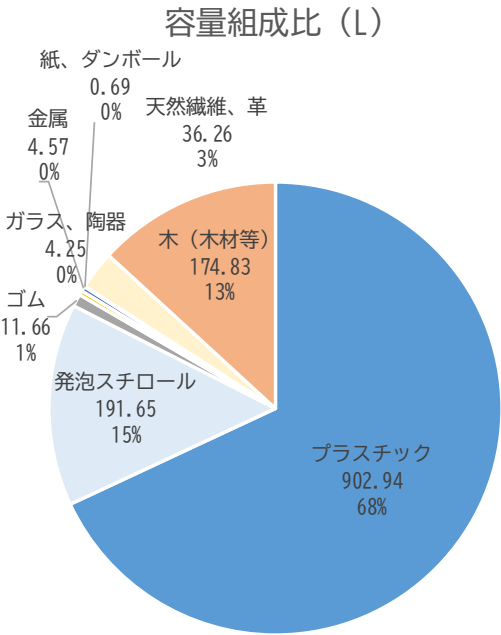
種類	個数	容量 (L)	重量 (kg)
漁具を除く人工物	284	811.32	127.028
漁具	130	515.53	94.457
自然物	242	9032.4	2942.988
合計	656	10359.25	3164.473



3 人工物の分類組成表と組成比

0	個数	容量 (L)	重量 (kg)
プラスチック	354	902.94	132.416
発泡スチロール	3	191.65	4.116
ゴム	5	11.66	0.866
ガラス、陶器	10	4.25	1.968
金属	5	4.57	0.698
紙、ダンボール	4	0.69	0.059
天然繊維、革	1	36.26	25.752
木 (木材等)	32	174.83	55.61
合計	414	1326.85	221.485

※調査項目のうち数値が0のものは除外。



水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

1 現況写真の撮影方法

海岸における漂着ゴミの状況を写真撮影する条件を下記に示します。

- (1) 海岸が砂浜か岩場か、徒歩で行けるか降りられるかそれぞれ条件が異なりますが、概ね次に図示した3つの事例を参考にして、4方向又は3方向に向いて撮影します。
- (2) 撮影する際、デジタルカメラのファインダーの上端が、水際線又は地平線よりほんの少し下に位置するようにデジタルカメラを下方に傾けて撮影します。

※使用するデジタルカメラのズーム機能は使用せずに撮影します（焦点距離35mmが基準）。

写真撮影 事例 A

奥行きがある海岸
（砂浜）
4方向の撮影



写真撮影 事例 B

奥行きがない海岸
（砂浜）
3方向の撮影



写真撮影 事例 C

奥行きがない海岸
（岩場）
3方向の撮影



水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

資料提供：特定非営利活動法人 パートナシップオフィス

ゴミ状況＜海岸清潔度ランク＞の判定方法

撮影地点を中心に、海岸線延長距離約10mに漂着しているゴミ（自然物を除く）の量（かさ容量）を目視で確認します。

〔10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲にある漂着ゴミを回収したと想定した場合、中型の家庭用ゴミ袋（幅50cm×高さ60cm）でおよそ何袋必要になるかを推測します。

下表より**ゴミ袋の数量**に対応した**＜海岸清潔度ランク＞**を求めます。

ゴミ袋数と＜海岸清潔度ランク＞の対応表

〔海岸線延長距離10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲の漂着ゴミを回収したと想定

ランク	ゴミ袋の数量 (袋)	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
T	約 1/8	500mlのペットボトルなら 3～4 本分程度	2.5
1	約 1/4	2ℓのペットボトルなら 2 本分程度	5
2	約 1/2	2ℓのペットボトルなら 4 本分程度 200～350 mlの飲料缶ならば 15 本分程度	10
3	約 1	2ℓのペットボトルなら 8 本分程度 200～350 mlの飲料缶ならば 30 本分程度 ポリタンクならば 1 本分程度	20
4	約 2	2ℓのペットボトルなら 16 本分程度 ポリタンクならば 2 本分程度	40
5	約 4	2ℓのペットボトルなら 32 本分程度 みかん箱ならば 3 個分程度	80
6	約 8	ドラム缶ならば 1 本分未満	160
7	約 16	ドラム缶ならば 1.5 本分未満	320
8	約 32	ドラム缶ならば 3 本分未満	640
9	約 64	1 立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラックで 1 台分程度	2,560

「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」は国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所、J E A N／クリーンアップ全国事務局（現一般社団法人J E A N）、及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが、協働で2004年に開発したものです。

水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

資料提供：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

回収処理対策の重点区域

区域 番号	市 町	区域等	主な施設等	管理者	海岸の区分	形状
1	遊 佐 町	女鹿地区海岸区域	三崎公園	県(海岸管理者)	一般公共海岸	岩礁地帯
2		女鹿漁港区域	女鹿漁港	遊佐町 (漁港管理者)	漁港区域	漁港及び岩礁地帯
3		吹浦地区海岸区域	釜磯海水浴場、十六羅漢、 遊佐町漁村センター	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯の随所に 小規模砂浜
4		吹浦漁港区域	吹浦漁港、月光川河口、西 浜海水浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、河口 及び砂浜
5		菅里地区海岸区域	遊佐町十里塚海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
6		比子地区海岸区域	日向川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜、河口
7	酒 田 市	宮海地区海岸区域	宮海海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・堤防・テトラ護 岸
8		酒田港港湾区域	大浜地区親水空間、港湾 施設、宮野浦海岸	県(港湾管理者)	港湾区域	砂浜、港湾、河口
9		最上川河口部	最上川河口	国(河川管理者)	—	砂浜、護岸
10		宮野浦地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
11		十里塚地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
12		浜中地区海岸区域 (赤川以北)	赤川河口右岸部	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・河口
13		赤川河口部	赤川河口	国(河川管理者)	—	砂浜
14		浜中地区海岸区域 (赤川以南)	赤川河口左岸部	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・河口
15	鶴 岡 市	湯野浜地区海岸区域	湯野浜海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
16		加茂港港湾区域	加茂港、加茂水族館、加茂 レインボービーチ	県(港湾管理者)	港湾区域	港湾、岩礁地帯
17		油戸漁港区域	油戸漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港
18		鶴岡海岸区域 (油戸漁港除く)	香頭ヶ浜	県(海岸管理者)	一般公共海岸区域	岩礁地帯、小規模砂 浜
19		由良漁港区域	由良漁港、由良海水浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、砂浜
20		三瀬漁港区域	三瀬漁港、三瀬海水浴場	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	岩礁地帯、小規模河 川河口、小規模砂浜
21		小波渡地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
22		小波渡漁港区域	小波渡漁港、小波渡海水 浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、小規模砂浜、岩 礁地帯
23		堅苔沢地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
24		堅苔沢漁港区域	堅苔沢漁港	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
25		五十川地区海岸区域	五十川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯
26		鈴漁港区域	鈴漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港
27		暮坪地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
28		暮坪漁港区域	暮坪漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港
29		温海地区海岸区域	温海川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯、小規模砂 浜
30		米子漁港区域	米子漁港	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯

区域 番号	市 町	区域等	主な施設等	管理者	海岸の区分	形状
31	鶴 岡 市	温福漁港区域	温福漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
32		大岩川漁港区域	大岩川漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
33		大岩川地区海岸区域	庄内小国川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯、小規模砂浜
34		小岩川漁港区域	小岩川漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
35		早田地区海岸区域	道の駅しゃりん	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁、奥行きのない砂浜
36		早田漁港区域	早田漁港、早田川河口	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港
37		鼠ヶ関港港湾区域	鼠ヶ関港、鼠ヶ関川河口、鼠ヶ関マリーナ、マリンプラザ、飛島海釣り公園	県(港湾管理者)	港湾区域	港湾、砂浜、岩礁地帯
38	酒 田 市	飛島漁港区域	勝浦港、中村港、法木港、飛島海水浴場、マリンプラザ、飛島海釣り公園	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、小規模砂浜
39		飛島地区海岸区域	御積島、烏帽子群島、賽の河原、ローソク岩、四谷展望台	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯、砂浜

市町名	区域番号	区 域 名	地点数	管理者	春期海岸清潔度ランク											
					H23	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
遊佐町	1	女鹿地区海岸区域	4	県(河)	6	6	6	6	7	8	8	8	8	8	6	6
	2	女鹿漁港区域	2	遊佐町	5	7	⑦	6	7	8	⑧	8	7	7	⑨	7
	3	吹浦地区海岸区域	13	県(河)	7	7	7	7	7	7	7	8	7	7	7	7
	4	吹浦漁港区域	2	県(水)	5	5	⑤	④	⑤	③	5	⑧	⑤	⑤	④	④
	5	菅里地区海岸区域	3	県(河)	5	6	⑦	⑥	⑥	④	4	⑤	⑦	5	④	⑤
	6	比子地区海岸区域	8	県(河)	⑤	5	6	6	6	6	7	6	6	6	⑥	4
酒田市	7	宮海地区海岸区域	3	県(河)	7	7	7	⑦	⑦	6	7	7	7	9	9	8
	8	酒田港湾区域	11	県(港)	6	5	5	5	⑥	4	4	7	7	6	5	5
	9	最上川河口部	2	国	⑧	4	⑤	④	⑥	3	②	③	⑤	④	③	③
	10	宮野浦地区海岸区域	1	県(河)	6	③	6	6	6	6	7	6	5	5	⑩	4
	11	十里塚地区海岸区域	2	県(河)	⑧	7	6	6	7	⑦	⑦	7	6	6	6	5
	12	浜中地区海岸区域	1	県(河)	6	7	⑦	⑥	7	④	3	⑧	5	⑤	④	⑤
	13	赤川河口部	1	国	⑧	⑤	⑤	④	⑥	③	③	5	4	⑥	④	③
	14	浜中地区海岸区域	3	県(河)	⑦	7	7	5	⑦	⑥	4	6	6	6	7	6
鶴岡市	15	湯野浜地区海岸区域	4	県(河)	7	6	⑥	6	⑥	5	6	6	⑥	⑦	④	④
	16	加茂港港湾区域	7	県(港)	5	5	4	4	5	5	⑦	5	4	5	5	4
	17	油戸漁港区域	3	鶴岡市	6	⑤	②	③	⑥	⑦	⑧	⑧	⑧	⑧	②	⑩
	18	鶴岡海岸区域	8	県(河)	6	5	6	6	⑦	⑨	8	8	8	8	8	7
	19	由良漁港区域	6	県(水)	6	④	⑤	④	④	⑥	⑦	⑦	6	4	5	④
	20	三瀬漁港区域	5	鶴岡市	5	4	5	5	⑤	⑦	7	⑧	⑧	6	7	⑧
鶴岡市	21	小波渡地区海岸区域	1	県(河)	⑧	⑧	②	④	⑧	⑧	⑥	⑩	⑩	⑧	③	⑩
	22	小波渡漁港区域	3	県(水)	5	④	④	③	④	④	④	4	④	⑦	③	②
	23	堅苔沢地区海岸区域	3	県(河)	7	6	6	6	7	⑦	5	8	9	8	7	8
	24	堅苔沢漁港区域	1	県(水)	4	4	4	4	4	⑤	②	4	4	⑤	③	④
	25	五十川地区海岸区域	3	県(河)	4	5	5	5	5	④	③	3	④	3	①	②
	26	鈴漁港区域	1	鶴岡市	5	⑩	②	3	④	3	5	4	5	6	⑦	③
	27	暮坪地区海岸区域	1	県(河)	6	6	6	5	⑥	6	⑩	9	⑩	⑩	⑤	5
	28	暮坪漁港区域	1	鶴岡市	2	③	3	②	3	⑩	2	3	②	①	②	①
	29	温海地区海岸区域	7	県(河)	5	④	④	4	⑥	5	3	5	4	⑤	②	③
	30	米子漁港区域	2	県(水)	⑦	⑤	④	④	④	⑦	5	6	⑥	⑦	③	③
	31	温福漁港区域	1	鶴岡市	①	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
	32	大岩川漁港区域	1	鶴岡市	①	②	①	①	①	⑩	⑩	⑩	6	⑩	②	①
	33	大岩川地区海岸区域	3	県(河)	4	5	⑥	⑥	⑦	⑦	⑧	5	4	⑦	6	⑦
	34	小岩川漁港区域	2	鶴岡市	①	①	⑩	②	②	①	⑩	③	③	③	②	②
	35	早田地区海岸区域	5	県(河)	7	6	⑥	⑥	⑦	⑦	7	8	8	8	8	⑧
	36	早田漁港区域	1	鶴岡市	①	⑩	⑩	⑩	⑩	1	③	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩
	37	鼠ヶ関港港湾区域	8	県(港)	4	③	④	④	⑤	4	4	4	2	2	5	4
酒田市	38	飛島漁港区域	11	県(水)	7	8	7	7	⑧	7	7	6	7	7	7	7
	39	飛島地区海岸区域	22	県(河)	7	6	⑥	⑥	⑦	⑦	⑧	8	7	8	7	7
短期目標達成区域数					11	15	22	20	27	23	16	12	15	18	22	23
短期目標達成割合(%)					28.2	38.5	56.4	51.3	69.2	59.0	41.0	30.8	38.5	46.2	56.4	59.0
中期目標達成区域数						21	19	20	10	16	19	13	14	14	20	23
中期目標達成割合(%)						53.8	48.7	51.3	25.6	41.0	48.7	33.3	35.9	35.9	51.3	59.0

※短期目標（秋期海岸清潔度のランクが3以上又は春期より2以上高い）を達成した区域はランクを○で囲んでいる。

※中期目標（基準年：H23よりランクを1以上改善する）を達成した区域はランクを色付けしている。

※各ランクの具体的な内容については、資料-15ページの資料3-4参照。

用語集

【あ行】

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

・一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市区町村及び特別地方公共団体に対して毎年度実施する統計調査。

・エネルギー回収型廃棄物処理施設

廃棄物の焼却や発酵に伴って発生する熱やメタンガスを回収し、発電等に活用する施設。県内では、地方公共団体や民間の廃棄物処理業者が、廃棄物焼却施設やメタンガス化施設における発電や熱供給等のエネルギー回収を行っている。

・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019（令和元）年6月のG20 大阪サミットで各国と共有された、海洋へのプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの流出の抑制及び大幅な削減のために適切な国内的行動を速やかに取るとした共通の世界のビジョン。

社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すものとされた。

【か行】

・カーボンニュートラル（ゼロカーボン）

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している状態

・海岸漂着物（漂着ごみ）

海岸に漂着したごみのこと。自然物である流木や草、人工物であるプラスチック容器やビニール等、多種多様なごみが確認されている。注射針等の危険なごみや外国等の遠方で発生した廃棄物の漂着もあり、また、回収しても次々と漂着するため、安全な生活、漁業や海運、景観・レジャーに加え、海洋生物等への影響が問題となっている。

- ・海岸漂着物処理推進法

（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号））

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図ることを目的とした法律。

漂流ごみ等の海洋環境への影響、海岸漂着物等の対策としての循環型社会形成推進の重要性、マイクロプラスチックの海洋生態系に対する影響への国際的関心の高まり等を踏まえ、2018（平成 30）年 6 月に法律名も含めて改正された。

漂流ごみや海底ごみを含む海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針」についても、内陸域から沿岸域までの流域圏での関係主体が一体となった対策の実施、漂流ごみ等の処理の推進、廃プラスチック類の排出抑制、リサイクル、代替材利用の推進、多様な主体の連携などを追加する変更が行われた。

- ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されていることから、2019（令和元）年 6 月の G20 大阪サミットにおいて、議長国として我が国の率先的な姿勢を示し、議論をリードするため、我が国としての具体的な取組みをまとめたもの。

- ・家庭系ごみ（一般廃棄物）

生活系ごみ（別項参照）のうち、資源ごみや集団回収ごみなど資源として利用されるものを除いたもの。

- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号））

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

- ・環境配慮契約（グリーン契約）

環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

- ・行政検査

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設、排出事業者に対する廃棄物処理法に基づく立入検査において、廃棄物の抜取りや排ガス・放流水等の測定により排出基準等の遵守状況を確認するために実施する検査。

- ・グリーン購入

環境を考慮して、必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

- ・グリーン購入法

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報を提供することなどにより、持続的発展が可能な社会の構築をめざすもの。

- ・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号））

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けた法律。制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを創設。

- ・小型家電リサイクル法

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号））

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再生資源化事業者の認定や、当該認定を受けた再資源化計画に従って行う事業についての廃棄物処理法の許可等に関する特例等について定めた法律。

市町村等関係者が協力して、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

- ・ごみ組成調査

ごみ焼却施設において、年 4 回以上実施することとされている調査で、紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他について、乾燥状態での重量比等を把握するもの。

【さ行】

- ・災害廃棄物

自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、一般廃棄物に該当する。特徴として、災害が発生した後、短期間に大量に発生することが多い。また、震災と水害では発生する廃棄物の特徴が異なり、生活復旧のため、迅速な撤去及び処理が求められる。

- ・災害廃棄物処理計画

都道府県や市町村が策定する、実際に災害が起きたときにどのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。平時において廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。

- ・再資源化事業等高度化法

（資源循環の促進のための再資源化事業の高度化及びに関する法律（令和 6 年法律第 41 号））

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組みを一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等について定めた法律

・最終処分（最終処分場）

廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分のこと。

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には最終処分される。最終処分は埋立て（陸上処理）が原則とされており、現在、廃棄物の海洋投入処分は行われていない。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、その他の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」に分類される。一般廃棄物最終処分場は、すべて「管理型最終処分場」と同様の構造となる。

・再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーをいう。これに対し、いわゆる新エネルギーは、太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマス等をいい、再生可能エネルギーのうち大規模水力や空気熱、地中熱等は除かれる。

・再生骨材

がれき類（コンクリート、アスファルト）を、中間処理施設で破碎・粒度調整したもの。道路路盤材、埋め戻し材、裏込め材等、各種土木資材のほか、再生生コンの材料、道路・駐車場等の舗装の再生合材等として活用される。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいう。産業廃棄物は、排出事業者処理責任があり、廃棄物処理法に定める処理基準に従って処理しなければならない。

・残余年数

最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋立て可能な容量を、過去の実績に基づく年間最終処分量推定値で割ったもの。

・3010（さんまるいちまる）運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう

う、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

- ・事業系ごみ（一般廃棄物）

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物のこと。

- ・持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015（平成 27）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030（令和 12）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

- ・シップ・リサイクル法

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成 30 年法律第 61 号)）

船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とし、2025（令和 7）年 6 月に発効した「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」の担保法として、総トン数 500 トン以上の船舶及び当該船舶を再資源化解体する事業者に対する制度を定めた法律。

- ・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が、原則、新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

- ・集団回収

自治会・子ども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙類、ビン・缶類などの資源物を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。

- ・循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の 3 R の取組みに加え、製品・サービスの生産段階から、資源や製品の再使用・再生利用を前提に設計し、生産から消費までのあらゆる段階で循環させることで、既存の資源の価値を最大化し、新たな資源やエネルギーの消費や廃棄物の発生を最小化する経済活動のこと。

- ・循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、

これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000（平成12）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。

同法は、循環型社会を構築する方法として、（１）ごみを出さない、（２）出たごみのうち有用なものはできるだけ利用する、（３）どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の３つを提示している。

・循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるために政府が定める基本計画。2024（令和6）年8月に策定された第五次計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」及び「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030（令和12）年度を目標年次として数値目標を設定している。

・循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

・循環型産業

廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクル、熱利用、適正処理等に関係する産業のこと。

・循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等有価値のもの）のうち有用なものを指す。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえる。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念。

・消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されている。

- ・賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずに美味しく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料など、消費期限に比べて、いたみにくい食品に表示されている。作ってから3ヶ月以上もつものは、「年月」で表示することもある。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない。

- ・食品廃棄物多量発生事業者定期報告

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者）が毎年6月末までに農林水産大臣に提出する、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告。

- ・食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組みの実施状況等を把握するため、環境省が全市区町村に対して実施するアンケート調査。

- ・食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号））

生産・流通・消費の各段階で食品廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものは肥料や飼料などにリサイクルし、そのうえで廃棄されるものは、脱水・乾燥などで減量化し処分しやすいようにすること等を定めた法律。2025（令和7）年3月に公表された基本方針において、2029（令和11）年度までに達成すべき再生利用等実施率の目標が、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の業界ごとに設定されている。

- ・食品ロス

売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。もともと食べられない部分（骨、種など）は食品ロスに含まれない。売れ残り、食べ残し、過剰除去、期限切れによる直接廃棄などにより発生する。

- ・食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号））

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

- ・スポGOMI大会

企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、「スポーツ」のエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツの大会。予め定められたエリアで、制限時間内にチームワークでごみを拾い、ごみの量と質でポイントを競い合う。

- ・ 3 R（スリーアール／さんアール）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。循環型社会形成推進基本法において優先順位が法定化されており、①発生抑制、②再使用、③再生利用、その次に④熱回収、⑤適正処分という優先順位となっている。

- ・ 生活系ごみ（一般廃棄物）

一般家庭の生活に伴って生じた廃棄物のこと。

【た行】

- ・ 多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のこと。廃棄物処理法では、年間に1,000トン以上の産業廃棄物又は50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画書及びその実施状況報告書を策定し、都道府県知事に提出することが義務付けられている。

- ・ 地域循環共生圏

第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月閣議決定）で提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

- ・ 中間処理

収集したごみの焼却、汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場への埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

- ・ てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動。

- ・ 特別管理一般（産業）廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物ともに政令で指定することとされており、特定の施設から生じるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されている。

【な行】

・熱回収（サーマルリサイクル／サーマルリカバリー）

廃棄物から熱エネルギーを回収することであり、RDFやRPFなどの固形燃料化を含む。

ごみの焼却から得られる熱を利用し、発電、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等が行われる。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【は行】

・バイオマス

木材、下水汚泥、生ごみなどの生物資源を原料としたエネルギー資源及び工業原料などの総称。2002（平成14）年1月、新たに「新エネルギー」として位置付けられた。バイオマスを燃焼して発生する二酸化炭素は植物の成長過程で取り入れられたものであり、大気中の二酸化炭素の増減には影響を与えないという「カーボンニュートラル」の特性を有し、地球温暖化対策上も注目されている。2002（平成14）年12月には、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定され、政府として本格的な利活用に積極的に取り組むこととされた。

・バイオマスプラスチック／バイオプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材のこと。なお、バイオマスプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック）と生分解性プラスチック（ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解する性質を持つプラスチック）の総称として、バイオプラスチックという。

・廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、し尿などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

・廃棄物処理法／廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準を内容とする。

・廃棄物輸入規制（2017（平成29）年～）

中国では、使用済みプラスチックや古紙類等を資源として輸入し、リサイクルを行っていたが、中国国内での不適正処理等による環境汚染が深刻化したことを受け、2017（平成29）年末

から、これらの輸入を段階的に禁止した。この影響により、行き場を失った世界の循環資源が東南アジア諸国に流れ、更にこれらの国々でも同様の輸入禁止が講じられるなど、世界的に大きな影響があった。

- ・フードドライブ／フードバンク活動

フードドライブは、家庭で余っている食品を集めて、社会福祉協議会などの生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設などに寄付する活動のこと。また、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NP0 等が食品メーカーや個人から引き取って、福祉施設等へ無償提供する取組みをフードバンク活動という。

- ・不法投棄防止協力協定

廃棄物の不法投棄の撲滅に向けて、県と民間事業者等が連携・協力して監視の目を増やし、不法投棄の早期発見・拡大防止を図ることを目的として 2005（平成 17）年度から締結している協定。「通報協定」（日常業務等で発見した不法投棄個所の通報、従業員等への研修会に対する支援）と「啓発協定」（ポスター・チラシ等の啓発資料の店舗掲示、県からの啓発資料の提供）がある。これにより、日常的に県内全域を細やかに監視する体制が構築されることになる。

- ・プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R＋Renewable（紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。

- ・プラスチック資源循環促進法

（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号））

プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等について定めた法律。

【ま行】

- ・マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

マイクロサイズで製造された「一次的マイクロプラスチック」（洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ等）と、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されて、マイクロサイズになった「二次的マイクロプラスチック」がある。

- ・木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のうち、木材からなるバイオマスのこと。

【や行】

- ・山形県環境学習支援団体認定制度

2004（平成16）年度に創設した、県内で環境学習施設見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している民間団体や事業者を登録する制度。質の高い環境学習の機会の提供を行っている団体の情報を県民に広く知らせ、自発的な環境保全活動への取組みを支援することを目的としている。

- ・山形県リサイクル製品認定制度／山形県リサイクルシステム認証制度

山形県リサイクル製品認定制度は、廃棄物を減らし、資源を有効に活用するリサイクルを進めるため、本県内で排出される廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なものを認定する制度。また、山形県リサイクルシステム認証制度は、主として本県内で排出される循環資源を利用して、県内で展開される優れたリサイクルシステムを認証する制度。

- ・容器包装リサイクル法

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

- ・溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を超高温（1,200℃以上）下で加熱、燃焼させ溶融した後に冷却し生成されたガラス質の固化物。

【ら行】

- ・リサイクル（再生利用）

廃棄物等を原材料として再利用すること。廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレット（ガラス破砕物）にした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。広義には、熱回収（サーマルリサイクル／サーマルリカバリー）を含めた概念として用いられる。

- ・リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

国土交通省では、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点とな

る港湾を「リサイクルポート」として指定しており、2025（令和7）年現在、全国で22港が指定されている。本県では、2003（平成15）年4月に酒田港が指定された。

・リサイクル率

ごみの排出量に対する資源化量の割合。次の式により算出される。

$$\begin{aligned} (\text{リサイクル率}) = & (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) \\ & / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100 \end{aligned}$$

なお、本計画の基本的数値目標では、より実態に近い数値とするため、民間の一般廃棄物処理施設における資源化量、スーパーにおける店頭回収量を加えて算出した数値により評価を行っている。

・リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装を断る、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが必要。

・リユース（再使用）

使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

【アルファベット】

・PCB：Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）

ポリ塩化ビフェニルの略称。1929（昭和4）年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974（昭和49）年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。また、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことから事業者が長期間保管し続けてきており、2001（平成13）年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、2026（令和8）年度末までに処理を終えることとしている。

・PCB廃棄物処理特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律65号））

PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを定められた期限※までに確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

※高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー）： 2022（令和4）年3月31日まで

// （安定器及び汚染物等）： 2023（令和5）年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物： 2027（令和9）年3月31日まで

（いずれも山形県の場合）

- ・RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）

生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉砕・乾燥した後に生石灰を混合して、圧縮・固化して製造する固形燃料。

- ・RPF：Refuse derived Paper and Plastics densified Fuel

主に産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした固形燃料

- ・SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

⇒「持続可能な開発目標」を参照。